

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 報告書

令和 7 年 9 月

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会

目次

はじめに

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容
検討内容について

1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること。

(1)直方市の目指す学校規模について検討すること。

- ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方
- ②直方市の目指す学校教育
- ③1 学年複数学級の必要性
- ④大規模化の回避の必要性
- ⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響
- ⑥バランスのとれた教職員集団の配置
- ⑦直方市の目指す学校規模（小学校）
- ⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

(2)多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3)前号の課題に対する改善の方法を示すこと。

- ①人口（児童生徒）推計について
- ②学校施設の状況について
- ③学校の適正配置（通学条件）について
- ④学校と地域の関係

おわりに

【答申参考資料】

- 1.諮問書
- 2.直方市学校規模適正化基本計画検討委員会名簿
- 3.資料③-03 学校規模によるメリット・デメリット
- 4.資料④-01-1 直方市の目指す学校規模について
- 5.資料③-06-1「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【概要】
- 6.資料③-05 直方市公共施設等総合管理計画について
- 7.資料⑤-04（6-17 頁抜粋）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

【はじめに】

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会では、令和 7 年 2 月 3 日、「諮問書」のとおり直方市教育委員会からの諮問を受け、「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会名簿」のメンバーで、「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容」のとおり、計 6 回の会議を開催しました。会議の予定時間を超え審議を行うことがあるなど、各委員熱心に審議を実施しました。

今回の答申にあたっての検討内容や補足の意見等について、この報告書にて報告します。

【直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容】

	開催日	内容
第一回	令和7年2月3日	委嘱状交付 会長及び副会長の選出 議事 (1)諮問 (2)事務局説明 ・直方市学校規模適正化の検討について ・直方市の人口（児童・生徒数）推計について (3)協議
第二回	令和7年3月25日	議事 (1)協議 ・人口（児童・生徒数）推計の分析、課題抽出 (2)事務局説明 ・直方市立学校施設の現状について ・直方市立学校施設に係る財政状況について
第三回	令和7年5月21日	議事 (1)確認 ・検討委員会への諮問内容、検討事項について ・「基本計画」のイメージ (2)協議 ○第二回会議の事務局説明に関すること ・直方市立学校施設の現状について ・直方市立学校施設に係る財政状況について ○直方市の目指す学校規模について ・学校規模ごとのメリット、デメリットについて (3)事務局説明 ・直方市の財政状況について ・直方市公共施設等総合管理計画について ・学校を取り巻く現状について（～「令和の日本型学校教育」～）

第四回	令和 7 年 6 月 27 日	議事 (1)協議 ○第三回会議の事務局説明に関すること ・直方市の財政状況について ・直方市公共施設等総合管理計画について ・学校を取り巻く現状について（～「令和の日本型学校教育」～） ○直方市の目指す学校規模について (2)事務局説明 ・通学区域に関すること ・地域と学校の連携について
第五回	令和 7 年 7 月 30 日	(1)協議 ○答申書（案）について ・直方市の目指す学校規模について ・通学区域に関すること ・地域と学校の連携について
第六回	令和 7 年 8 月 26 日	(1)協議 ○答申書（案）について ・直方市の目指す学校規模（中学校）について (2)答申書の提出について

【検討内容について】

1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること

(1) 直方市の目指す学校規模について検討すること。

①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（「基本指針」より）

令和 6 年 8 月 6 日直方市学校規模適正化基本指針（以下「基本指針」という。）で示された直方市学校規模適正化の基本的な考え方に基づき、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要である。

②直方市の目指す学校教育（「基本指針」より）

教育基本法の理念、学校教育法における義務教育の目標を鑑み、また教育振興基本計画を参酌して定められた直方市教育大綱を踏まえて決定された直方市の目指す学校教育である「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」を実現するための適切な学校規模とすることが必要である。

③1 学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないこと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられる。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要である。

また、1 学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができること、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられる。

令和 5 年度に行われた教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1 学年 1 学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていた。

④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定

しにくいこと等のデメリットが生じる。

児童生徒数の減少に伴い、通常学級の数は減少しているが、特別支援学級の増加により、教室の確保に苦慮している学校がある。

学級数の増加＝学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生する可能性がある。

令和 5 年度に行われた「教職員アンケート」や「保護者・児童生徒アンケート」において、小学校の 1 学年 4 学級以上、中学校の 1 学年 7 学級以上を望む声は非常に少なかった。

⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響

小学校の学級編成の標準（＝1 学級あたりの上限人数）は 35 人である。

中学校の学級編成の標準は、現時点では 40 人であるが、2026 年度以降順次 35 人となる。

学級規模（＝1 学級の児童生徒数）が小さいほど、児童生徒一人ひとりに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといったメリットがある一方、係などの学級での役割を通して成長する機会、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいこと等のデメリットがあると考えられる。

学校規模の小規模化により、体験格差が生じたり、人と関わる機会や対話といったものが少なくなり、学習成果に影響が出ることも考えられる。

⑥バランスのとれた教職員集団の配置

基本指針の基本的な考え方にあるとおり、義務教育段階の学校における教育を十全に行うためには、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。学校規模適正化により、直方市の目指す学校規模が実現すれば、バランスのとれた教職員集団が配置される可能性が高まり、その結果、児童生徒の学習環境が向上することや教職員の働き方改革にも資することとなる等、好循環化が期待できる。

⑦直方市の目指す学校規模（小学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の小学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考え。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされており、直方市においてはこの標準と異なる規模を目指す特別の事情もないことから、【小学校は、12 学級から 18 学級】の学校規模を目指すし

ていくべきとした。

⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の中学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考え。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされているところであるが、協議の結果、【中学校は、9 学級から 18 学級】の学校規模を目指していくべきとした。

中学校の目指す学校規模について検討する過程で、現在の中学校の状況や成果を評価し、6 学級以上を目指すべきとの意見もあったが、次のような意見を踏まえ、本検討委員会からの答申は【9 学級から 18 学級】とした。

・教職員、保護者・児童生徒アンケート

アンケートの回答において、現状の学級数のままと望む声も多い。現在の中学校において、特に問題なく運営できている状況からも、現状より大きな学校規模を目指す、とすることは慎重に考える必要がある。

・教員の配置、教科の専門性の確保

基本指針で示されているとおり、バランスのとれた教職員集団が配置されることは非常に重要である。福岡県の基準、教員免許の取得者数等にもよるため、教員の配置については直方市だけで決められるものではない。しかし、免許外指導の生徒への影響や免許外の教科指導を担当する教員の負担を考えると、各教科の免許を保有している教員を配置することや、免許外指導を解消することができる可能性がより高くなる学校規模を目指す必要がある。

・生徒の多様性の確保、クラス替えの重要性

小学校と比較して、同世代の集団の中で社会性を養うことがより重要とされる中学校においては、多くの友達との関係性を築き、他者との関係の中で多様な考えに触れる必要がある。そうした機会をなるべく多く確保できる学校規模を目指す必要がある。また、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成を図るために、クラス替えの機会は重要な機会である。クラス替えが効果的に行えるような学校規模を目指す必要がある。

・施設の老朽化、財政状況

学校施設の老朽化が進んでおり、いずれ建て替え等を検討する必要がある。施設維持や建て替えにかかる費用を考えたときに、直方市の財政状況を踏まえると、現状の学校を全て維持することは負担が大きすぎる。

・通学区域の弾力的運用

直方市の目指す学校規模を定め、その実現に向けた行動を進めていく一方、通学する学校を自由に選択できる通学区域の弾力的運用を継続することによって目指す学校規模の実現に影響が出ると思われる。通学区域の弾力的運用についての今後の取り扱いについては、しっかりと検討する必要がある。

○学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

主に、上記①から⑧までの検討の結果、次のとおり答申を行うこととした。

直方市は、次のとおりの学校規模を目指していくべきと考えます。

小学校は、12 学級から 18 学級

中学校は、9 学級から 18 学級

(学級数は、通常学級の数とする。)

第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 前提となる考え方

当検討委員会では、直方市立小・中学校の規模や課題対策についての議論を進めるにあたり、以下の考えを前提とすることを確認しました。

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化≠学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと

直方市における学校規模適正化の検討は、二段階を踏むことを想定しています。

第一段階として、

「直方市の目指す学校教育」「その目指す学校教育を実現するための学校規模の検討」

第二段階として、

「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」を検討します。

2. 基本的な考え方（当検討委員会における基本指針の検討の範囲）

学校規模適正化に取り組むにあたり、直方市の状況や文部科学省によって示されている施策等を検討した結果、当検討委員会における「基本的な考え方」を、以下のようにすることとしました。

【教育的な観点】

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着けることが重要となります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手であるこどもたちを育む営みでもあ

り、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

上記のような基本的な考えの下、当検討委員会において検討する基本指針の範囲としては、【教育的な観点】を主に検討することとしました。

3. 直方市の目指す学校教育

直方市の目指す学校教育は、令和2年に策定された直方市教育大綱の【目指す市民像】【基本方針】を実現するための学校教育とすることを確認しました。

その上で、特に次の点に着目し、意識することを確認し、答申書に記載をすることとしました。

【目指す市民像】の「主体的に学び続け」という部分

【基本方針】の「可能性を引き出し」という部分

答申書への記載にあたり、主に次のような意見がありました。

- ・児童生徒の「可能性を引き出す」ことが特に重要
- ・学力向上も大事だが、様々な問題が起きている現在において、精神面の強さ、折れない心を育むことも大事
- ・教育大綱の言葉を上手く活用すべき
- ・多様な価値観を持つ個の存在を大切にした上で、個と個の関わり合いが重要

以上のような議論の結果、当検討委員会からの答申として、次のように表現をすることとしました。

直方市学校規模適正化基本指針の決定にあたっては、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

を「直方市の目指す学校教育」と設定し基本方針の決定をすべきです。

「直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）」

（令和 5 年 10 月 23 日から令和 5 年 11 月 10 日実施）

問 7：小学校の学級数

小学校の 1 学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※通常学級
国の定める法令上、小学校の学級数は「1 学年あたり 2～3 学級（1 学校あたり
12～18 学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4学級以上	総計
小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	7	273	14	294
	2.4%	92.9%	4.8%	100.0%

問 8：中学校の学級数

中学校の 1 学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※通常学級
国の定める法令上、中学校の学級数は「1 学年あたり 4～6 学級（1 学校あたり
12～18 学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4～6学級	7学級以上	総計
中学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	2	165	118	9	294
	0.7%	56.1%	40.1%	3.1%	100.0%

※「教職員アンケート」

実施時期：令和 5 年 10 月 23 日から令和 5 年 11 月 10 日

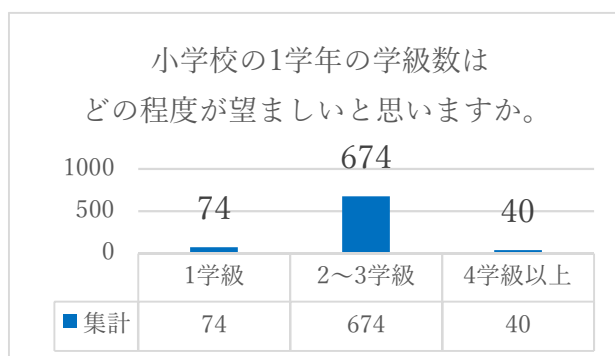
対象：直方市立小中学校の教職員

回答数：294 名

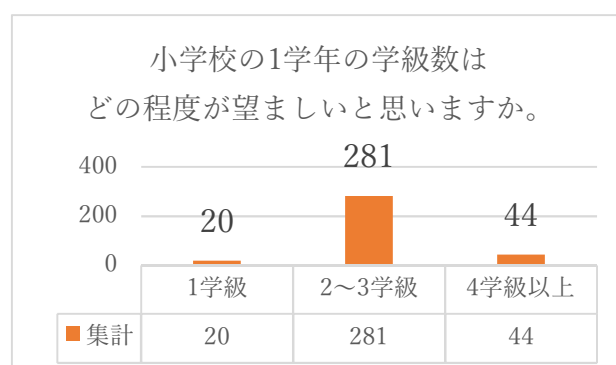
「直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）」
（令和6年2月9日から令和6年2月24日実施）

3. 小学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）

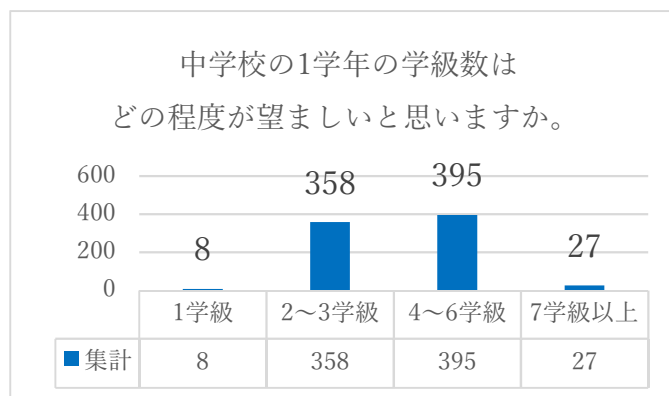


（中学生の保護者の回答）

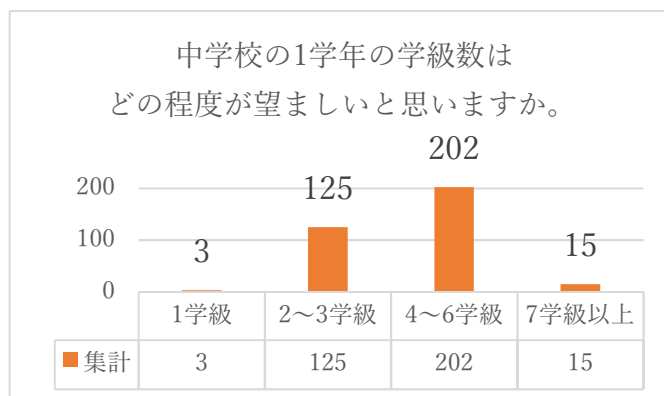


4. 中学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）



（中学生の保護者の回答）



※「保護者・児童生徒アンケート」

実施時期：令和6年2月9日から令和6年2月24日

対象：市立小中学校の保護者、児童生徒

回答数/配布枚数：小学校・・・788件/2,213世帯（回答率35.61%）

中学校・・・345件/1,372世帯（回答率25.15%）

合計・・・1,133件/3,585世帯（回答率31.6%）

(2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3) 前号の課題に対する改善の方法を示すこと。

①人口（児童生徒）推計について

- ・児童生徒数は減少しており、この減少傾向は今後も継続が予測される。
- ・1993年に7,214人（児童数4,664人、生徒数2,550人）だった児童生徒数は、2025年には4,306人（児童数2,766人、生徒数1,540人）となっており、その減少率は約40パーセントである。2050年には3,287人（児童数2,178人、生徒数1,109人）となると予測されており、1993年からの減少予測率は約55パーセントである。
- ・各地域の土地利用状況の変化により、各学校の児童生徒数の予測は変動することが予想される。
- ・児童生徒数が教育条件へ与える影響は大きいため、直方市の目指す学校規模を実現するために、人口（児童生徒）推計を継続的に行う必要がある。

②学校施設の状況について

- ・学校施設の老朽化が進んでいる状況にある。校舎、体育館59棟のうち、建築から30年以上経過しているものが54棟あり、そのうち14棟は50年以上経過している。老朽化対策は喫緊の課題である。
- ・施設の必要な改修は適時に行うべきである。改修にあたっては、安全に関わる部分は最優先としつつ、直方市の目指す学校教育の実現のために、学校の統廃合・通学区域の変更等の検討状況や、市の財政状況等を勘案して、優先順位を考えながら計画的に実施すべきである。計画的、効率的かつ効果的に改修を行うために、直方市学校施設等長寿命化計画の見直しを行う必要があると考える。見直しにあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とした計画とすべきである。
- ・従来の日本型学校教育を発展させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けた取り組みを行うべきである。
- ・こどもの学びや教職員を支える環境の整備を進めていく必要がある。
 - デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化、教育施策の改善・充実等
 - ICT活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の

整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備

○小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

・ Society5.0 時代の到来など子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している。また、新型コロナウイルス感染症対応等を踏まえれば、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子どもたちの学びを保障する環境を整備する必要がある。「GIGA スクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要である。

・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新 JIS 規格）の配置ができるような教室環境等の整備や、1 人 1 台端末の効果的な活用等によるきめ細やかな指導の充実に資するような施設・設備の計画的な整備を図るべきである。そのために、既存の学校施設を改修して使用を継続するのか、新增築や建て替え等を行うのかも含め、適切な投資を適宜検討する必要があると思われる。

・ 直方市公共施設等総合管理計画より、直方市の公共施設全体の 30.2%を学校教育系施設が占めている。学校教育系施設以外の公共施設と同様に、移管・面積削減率の目標を 30%と設定し、公共施設等の管理に関する基本方針に従い、保有総量の最適化、適切な維持管理、効率的な施設運営に取り組む必要がある。

・ 直方市公共施設等総合管理計画の計画期間は令和 4 年度から令和 43 年度であり、計画の実行性を高めるために 10 年間毎に実施期間が設定されている。直方市公共施設等総合管理計画の個別施設計画にあたる直方市学校施設等長寿命化計画の見直しにあたっては、上記計画期間及び実施期間を意識して、また学校規模適正化の取り組みに合わせ、見直しを行うべきである。

③学校の適正配置（通学条件）について

・ 基本指針に記載のあるとおり、直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することである。

・ 文部科学省が作成した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下「文部科学省の手引き」という。）によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されている。

・ 文部科学省の手引きには、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっていると示されている。通学距離について、徒歩や自転車による通学距離と

しては、「小学校で 4km 以内、中学校で 6km 以内」という基準はおおよその目安として妥当であるとも示されている。

・文部科学省の手引きには、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学だけを前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えていると示し、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について「おおむね 1 時間以内」を一応の目安とすることは適当と示している。

・通学条件（通学距離、通学時間）について、文部科学省の手引きの考え方を機械的に適用することは適当ではない。直方市では、本市における児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件等を勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置を検討する必要がある。

・学校規模の適正化を図る手段として、学校同士の統合だけでなく、通学区域の見直しも考えられる。

・通学区域の弾力的運用の制度を使い、特定の学校に、校区外からの通学が多いという現状があり、その反面、地域の児童生徒減少数以上のスピードで小規模化が進行している学校がある。また、校区外からの通学のための送迎等で発生する渋滞に、地域住民が対応しているケースもある。通学区域の弾力的運用について、今後のあり方を検討する必要がある。

・学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の配慮が必要と考えられる。

・通学路の安全対策（防犯カメラ、地域による見回り等）についても検討する必要がある。

上記検討の結果、次のとおり答申を行うこととした。

直方市の学校の適正配置の検討にあたっては、

・直方市における通学距離は、小学校は 4 k m 以内、中学校は 6 k m 以内をおおよその目安と設定すべきです。

・直方市における通学時間は、1 時間以内を一応の目安と設定すべきです。

なお、学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を検討すべきです。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討すべきです。

④学校と地域の関係

- ・基本指針で示された直方市の学校規模適正化に関する基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】に記載のあるとおり、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っており、また、学校教育は地域の未来の担い手であるこどもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っている。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員、地域学校協働活動についての整理や今後の方針等をしっかり整理し、一体的に推進していく必要がある。
- ・学校・保護者・地域との間での意見交換の場が大事である。
- ・現在の学校と地域の関係のことだけでなく、統廃合があった後においてもそれぞれの学校と地域の関係について考えていくことが重要である。
- ・学校は、教育のための施設であるだけでなく、様々な機能（地域コミュニティの核としての性格、避難所機能、地域の交流の場、地域社会の支柱等）を併せ持っている。

【おわりに】

この答申後、直方市教育委員会においては、学校規模適正化基本計画の策定、学校施設等長寿命化計画の見直しに進むものと推測します。

それらの計画策定または見直し、また、直方市学校規模適正化の推進にあたり、次の点につき、留意していただきたいと考えます。

（留意要望事項）

①市長部局との連携

今後、学校規模適正化の取り組みの推進に向けては、通学区域の変更等に伴う地域との調整、公共施設の保有総量の最適化や複合化を担う部署や財政を担う部署との調整、総合計画や都市計画等との整合性をとること等、市長部局とも様々な連携が必要なが想定されます。そのため、市長部局との部局横断的な検討体制を構築する等の検討をしていただきたいと思います。

②関係者（学校・保護者・地域）との連携

学校規模適正化の推進にあたっては、進捗の状況を積極的に情報発信し、学校・保護者・地域との間で意見交換を行っていただきたいと思います。

③過小規模の解消

過小規模の学校（小学校・中学校ともに、通常学級が1～5学級の学校）は、教育上の課題が極めて大きいため、速やかな解消が必要です。学校統合を基本とした対策を可及的速やかに実施することを求めます。

④継続的な検討と柔軟な対応

将来の人口（児童・生徒数）や地域の環境は、各地域の土地利用状況の変化や社会情勢の変化等により、予測と大きく異なることとなることも起こり得ます。学校規模適正化基本計画策定後であっても、定期的・継続的に人口推計を行い、環境変化を注視しつつ、計画の変更を行う等、柔軟な対応を行ってください。

⑤「個別最適な学び^{※1}」と「協働的な学び^{※2}」の実現

こどもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめ重大事態や不登校児童生徒数の増加等）に対応し、「令和の日本型学校教育^{※3}」の構築を目指すために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指していただきたいと思います。

答申に示す学校規模を目指しつつも、小規模な学校のメリット等を鑑み、学校統合を選択せず、小規模な学校をそのまま存続させることとなった場合には、小規模特認校制度（従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）を導入する等によ

り、小規模な学校のデメリットを最小化することもあわせて検討すべきです。

※1「個別最適な学び」・・・指導の個別化と学習の個別化を教師視点から整理した概念である「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念

※2「協働的な学び」・・・探求的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び

※3「令和の日本型学校教育」・・・誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体でSDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいく中で、ツールとしてのICTを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育

学校規模適正化の検討は、様々な要素が絡む複雑で困難な課題です。市民の関心は高く、今後も様々な意見が出ることを考えられます。しかし、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものと考えます。

「こどものために」、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組み、そのことが直方市のためにつながることを願うものです。

令和7年9月

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会